

府中市社会教育(学習)関係登録団体 登録基準

	登録基準	登録できないものの例
1 活動趣旨	(1) 目的が社会教育、学習活動であり、その活動成果が期待できる。	(1) 親睦、交流のみの活動である。
		(2) 主な目的が会員のための学習活動でなく、行事やイベントを開催するための事前準備、打合せである。
2 活動	(1) 会員が自主的に活動計画を立て、運営を行っている。	(1) 講師や特定の人物が活動の計画や運営を行っている。又は、活動の計画を立てていない。
	(2) 継続的に活動できる。	(2) 活動が継続的でない（目的が行事、イベントなどに限られている。）。
	(3) 主な活動場所や事務局が市内である。	(3) 主な活動場所や事務局が市外である。
3 団体構成	(1) 公の支配に属さない団体である。	(1) 学校の部活動や官公庁の外郭団体など、公的団体に属している。又は、関係している。
	(2) 実際に活動している会員が10人以上で、そのうち3分の2以上が市内会員（在住・在勤・在学）である。	(2) 名簿上は基準を満たしていても、実際に活動する人数が9人以下である。又は、架空名義会員を名簿に記載している。
	(3) 全ての会員が会への所属について承知しており、登録の際に、会の名簿に氏名、住所、電話番号を明記することを了承している。	(3) 活動に参加していない人物、又は講演会や体験会等だけに参加した人物の名前を会員名簿に記載している（架空名義会員を名簿に記載している。）。
	(4) 会員は、自主的に会の運営ができる16歳以上の者である。 ただし、青少年育成を目的とした活動で、成人を代表、責任者とし、共に活動する場合は、小学生以上を会員にできる。 なお、就学前の乳幼児は、団体の中で共に活動する場合であっても、その人数を会員（会の構成人員）に含めることはできない。	(4) 小中学生だけで構成している。
	(5) 会員の対象が特定、限定されていない。	(5) 会員の対象が特定、限定されている。又は、2～3程度の家族、親族等で構成している。
4 運営	(1) 規約、会則を設けている。	(1) 規約、会則を設けていない。
	(2) 会長、副会長、会計、会計監査などの役員を設けている。また、役員は、原則として、市内会員である。	(2) 役員を設けていない。
	(3) 総会、役員会を定期的に行っている。	(3) 総会、役員会を定期的に行っていない。
	(4) 独自の経理機構（会計）を設けている。	(4) 独自の経理機構（会計）を設けていない。
	(5) 会員は、団体、個人を問わず、学習活動に関する謝礼等を受け取っていない。	(5) 謝礼、御礼を渡している講師が会員に含まれている（教室、スクール形式の禁止）。
	(6) 営利行為（商売・教室・個人の営利となる行為）をしていない。	(6) 営利行為（商売・教室・個人の営利になる行為）をしている。
	(7) 特定の政党や選挙候補者を支持、不支持する等の政治行為をしていない。	(7) 特定の政党や選挙候補者を支持、不支持する等の行為をしている。又は、その予定がある。
	(8) 宗教の布教行為をしていない。	(8) 宗教などに関する活動、布教活動をしている。
	(9) 公益を害し風俗を乱す行為をしていない。	(9) 公益を害し、風俗を乱すような行為をしている。
5 その他		(1) 虚偽の届出をしている。
		(2) 個人名や企業名、営利活動に関する団体名等が入っている（連想させる）など、登録基準外の団体と紛らわしい（疑わしい）団体名を使用している。
		(3) 支援目的で故意に団体を分割する行為をしている（半数以上の会員が同人物、同講師、同様又は類似した学習活動など、登録上は別団体だが、事実上は同一団体の活動と疑われるなど）。
		(4) 各種届出（更新、変更）を怠っている。
		(5) 基準に反した活動が見受けられる。